

令和3年度 第5回 甲賀市市民参画・協働推進検討委員会 会議録（概要）

【日 時】 令和3年(2021年)10月27日(水) 10:00～12:10

【場 所】 甲賀市まちづくり活動センター「まる一む」 2階 多目的室

○出席者

委 員 出席委員8人、欠席委員4人 (資料添付の名簿参照)

行 政 事務局

(清水部長、出嶋次長、田中室長、築島補佐、前田主査)

傍 聴 1人

○会議内容議題

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1)第4回会議 議事録案について

(2)(仮称)甲賀市協働のまちづくり指針について

(3)市民協働事業提案制度について

(4)地域課題解決のための提案型モデル事業について

(5)まちづくり基本条例について

4 その他

○事務局

只今から、甲賀市市民参画・協働推進検討委員会第5回の会議を開催します。

まず初めに、甲賀市市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立いただき私のあ・い・こ・う・かに続いてご唱和をお願いします。

【市民憲章の唱和】

ありがとうございました。ご着席ください。

開会にあたり、中川委員長よりご挨拶をいただきます。

○中川委員長

改めまして、皆さんおはようございます。お集まりいただきありがとうございます。本日も内容の濃い議題となっておりますので、全員にご発言いただき、じっくりと良いものを作っていきたいと思っています。

○総合政策部長

皆さんおはようございます。本日は大変お忙しい中、本委員会にご出席をいただき、誠

にありがとうございます。さて、8月25日に今年度第1回目となる、甲賀市市民参画・協働推進検討委員会を開催させていただきましたが、新型コロナウイルス感染拡大が深刻化しており、滋賀県内13市にまん延防止等重点措置が適用されておりました。その後、県内全域に緊急事態宣言は発令され、9月末まで市の施設が閉館されるなど、市の事業はじめ、各地域の事業も計画の見直しをされるなど大きな影響がありました。

現在、甲賀市では65歳以上の高齢者のワクチン接種の割合につきましては、93.5%を超えている状況です。また、接種対象者全体を見ると、2回目接種を終えている割合は72.6%の状況となっております。全国的な傾向をみると、ワクチン接種が進んでいることもあり、新規感染者は以前と比べて大幅に減少している状況です。一方で、第6波の流行も心配されていることから、基本的な感染対策はもちろんのこと、様々な取り組みを進めていく必要があります。

さて、本日の会議では、前回の会議に引き続き、甲賀市協働のまちづくりの指針について念入りにご議論いただきたいと思っております。

平成28年度から市民、議会、市行政が連携・協力してまちづくりを進めていく基本的なルールとして「甲賀市まちづくり基本条例」を施行しており、5年が経過しているなかで、本市において、市民と行政の協働の取組が思い通りに進んでいないと認識しています。特に、自治振興会や区・自治会、NPO、市民活動団体との連携・協働を進めるための、情報共有や信頼関係などについて、市役所職員の理解をより進めていかなければ、協働に結びつかないと考えております。市民の皆さまだけではなく、市役所職員が理解を深めていく意味でも、重要な指針であり、具体的な行動（アクション）についても、ご議論いただきたいと考えております。その他にも、市民協働事業提案制度や地域課題解決型モデル事業についてもご議論いただきたいと思っております。また、最後には、まちづくり基本条例について、5年が経過するなか、今の時代にマッチしたものなのか、改正すべき点はないのか。今後さらにオール甲賀でまちづくりを進めていくにあたり、如何にして、市民の皆さまに広めていくなど前向きなご議論いただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局

本日は、波多野委員、本馬委員、安達委員、中島委員、4名の欠席を事前に伺っておりますので、ご報告させていただきます。この後の議事については、本委員会設置要綱に基づき中川委員長に議長として進行いただきます。

(1) 第4回会議・議事録案について

○中川委員長

改めましてよろしく申し上げます。最初に第4回の会議議事録案について説明をお願いします。

○事務局

まず、資料1です。事前に送付しておりますので、概要を報告いたします。

開催日は8月25日、会場は甲賀市まちづくり活動センターまる一むで、11名の委員にご出席いただきました。

議事は、6点でした。1つ目は第3回目の議事録確認、2つ目は市民参画・協働推進に係る実施計画の検討について、甲賀市の課題として7つの提言を踏まえた、協働の指針と方向性を示し、ご意見等をいただきました。

3つ目は第2次甲賀市総合計画第2期基本計画について、説明させていただきました。

4つ目は「甲賀市市民参画・協働推進検討委員会における市への提言」について、自治振興会と区・自治会の役割について一定の方向性を示し、令和5年度を目標に整理を進めさせていただくことを説明させていただきました。5つ目は市民活動の支援の在り方について、まちづくり活動センター運営協議会との役割についてご意見をいただきました。6つ目は市（行政）の取り組み報告について、地域マネージャーの研修会の実施、地域リーダーの皆様との意見交換会についてご説明させていただきました。

議事録案は資料のとおりです。各委員からご指摘をいただき、必要に応じて修正を行います。できましたら今週末を目途に修正を行ってホームページで公開という手続きに移りたいと思っています。

○中川委員長

資料1については、会議録として事前にお目通しいただいたと思います。まだ修正すべき箇所があれば最終を今週末とし、事務局にご連絡ください。次に2番目、(仮称)甲賀市協働のまちづくり指針について説明を求めます。

(2) (仮称) 甲賀市協働のまちづくり指針について

○事務局

前回は素案としてお示しさせていただきました。部長の挨拶にもありましたが、平成28年に制定しました「まちづくり基本条例」の条文中にも出てきます“協働”によるまちづくりを推進していくためには、実行性が必要であるため、指針として策定するものです。

前回にご指摘いただきました文言等については、修正、反映をさせていただいております。まず2ページ2. 地域課題の多様化・複雑化の“多様化”の化につきましては、不要とのご意見をいただきましたが、内閣府が発表してされている調査等におきましても多様化・複雑化と表現されていることからそのままとさせていただきます。

次に6ページの2行目「今後、地域の個性を活かしたまちづくりをさらに進めていくためには、区・自治会～」中点へ修正しています。8ページの字の大きさについては、統一させていただきました。①自ら行動する姿勢～まちづくりの担い手という意識がありますか？～の問いかける表現についてご意見いただきましたが、市民の役割及び責務について

は、まちづくり基本条例にも位置付けております。みんなでまちづくりに取り組む住民自治の視点からこのような表現としています。②③につきましても、同様の問いかける表現としています。次に8ページの下段③協働に当たっては、対等の立場であることの「協働で課題を解決するためには、双方が対等の関係であることが大切です」につきましてはご指摘の通り“大切となります”を“大切です”に訂正しています。次に9ページの④対話し、理解し合い、補い合うことの「対話することで市民と行政がそれぞれの立場～」につきましては、以前は“市民と市が～”となっていたものを“市民と行政が～”に修正させていただきました。次に12ページの市民活動、NPO法人、ボランティア団体等（NPO等）にあります“有給スタッフ”の表現について“有償”ではないかとのご意見をいただきましたが、ボランティアではなく業務として携わるイメージから、そのままの表現としております。17ページ、アクションの3. 市民自治の強化～創る～について“築く”を“創る”に変えさせていただきました。最後に、18ページの間接支援活動の体制強化の表にあります、交流の促進の主体を市民、行政に修正させていただきました。説明は以上です。ご意見等お願いいたします。

○中川委員長

緻密な内容となっております。今までの資料の説明に関して何かご意見はありませんか。

○田中委員

前回と見比べているわけではないのですが、1ページの指針の位置づけの体系図について、意味することを教えていただきたいです。次に、2ページの推計人口については、西暦表記となっておりますが、3ページの中長期財政計画については年号表記となっております。並列表記等に修正してはどうでしょうか。また、市民の定義についてわかりにくいと感じます。

○事務局

1点目の体系図につきましては、分野別計画において“協働”の概念を必ず浸透させることから、こちらに位置付けております。2点目の西暦の表現につきましては、ご指摘の通り並列表記とさせていただきますと思います。また、3点目の“市民”の定義につきましては、11ページに市民の定義を記入させていただいておりますが、最初のページにおいても必要であれば記載させていただきたいと思っております。

○田中委員

体系図に関しては(仮称)甲賀市協働のまちづくり指針を各分野別計画に大きくかぶせるように記載すべきではないでしょうか。

○事務局

ご指摘の通り修正させていただきます。

○吉田委員

かねてより甲賀市においては“協働”の定義はないと説明されているので、“協働”の概念を定着させると言っても、まず先に“協働”が何かを伝えなければいけないのではないのでしょうか。次に、区・自治会についてです。まちづくり基本条例を設置される際にも伺っていますが、甲賀市においては、区・自治会に複数の意味が含まれています。“区”は行政区設置規則に定められているもの、“・自治会”は、土山町及び水口町の一部の自治会を指しています。それ以外の自治会はここに含まれていないです。本来、“区・自治会と自治会があります”と記載するか、補足説明及び定義はしっかり記載すべきではないでしょうか。

○中川委員長

確認ですが、協働というものについて公式的な定義はないと、どこかで言明されているのでしょうか。

○事務局

まちづくり基本条例の条文において、協働についての定義を示させていただいていますが、協働については、なかなか定義しにくい部分もあることから、様々場面でそのように言わせていただいている部分はあります。

○中川委員長

第4章協働の理念以降については、具体的に協働の中身に触れているので、極めて明確ではないですか。

○事務局

協働の定義につきましては、こちらの指針において記載すべきではないかのご意見だと思いますので、まちづくり基本条例条文の第2条第4項に定義がありますので、条文を記載する方向で検討させていただきます。

○中川委員長

十分だと考えますが。吉田委員、もう少し詳しい定義が必要とのことでしょうか。

○吉田委員

部長挨拶等で協働の定義はないと述べていることもありましたが、しっかりと説明、定義されるべきではないかと思います。

○田中委員

区・自治会に含まれない自治会とは何ですか。

○吉田委員

例えば、希望ヶ丘自治会と希望ヶ丘本町自治会は行政区設置規則に定めていない自治会です。広報誌に記載のない自治会が該当します。

○田中委員

市は把握をされているのですか。

○事務局

区につきましては、行政区設置規則に定めております。ただ、水口町におきましては、区のないところで自治会組織を定めています。その自治会をここでいう区・自治会として扱っています。把握状況についてですが、区設置規則に定められている区エリアの中に、さらに自治会、町内会などの自治組織、認可地縁団体などがありますが、市としましては、認可地縁団体につきましては、把握をしておりますが、それ以外の任意自治組織につきましては、全てを把握しておりません。

○山川委員

水口町においては、区や自治会の基準があります。市からの補助金の対象となるかならないかではないですか。

○吉田委員

5町で違うと思います。各地域で曖昧な勘違いをされている自治組織もあると思います。定義はしっかりとすべきではないでしょうか。

○事務局

吉田委員ご指摘の通り、合併以来地域のコミュニティの名称は様々です。基礎的なコミュニティの定義も非常に曖昧な状況です。甲賀市では、自治振興会という新しい組織ができましたので、その中で、地縁型の基礎的なコミュニティと広域的な自治振興会がうまく融合できるようにするためには、定義について曖昧な部分が課題であるとも認識しておりますので、わかりやすい表現ができるよう整理したいと考えています。

○吉田委員

区や自治振興会が組織されていないエリア、空白地においても検証をお願いしたいです。

○中川委員長

この議論については、とても時間を要するので止めさせていただきました。参考までに申し上げますと、区という制度は明治時代の大区小区制の名残によるものです。あくまでも任意団体です。規則で設置されているのは、首長が一定の公共性をもって支援をしたいと思ったので定めたものです。全国的にみても規則で定めているのは甲賀、伊賀、岩手県の

一部等に見られます。今後については、廃止する方向に向かっています。なぜなら人口減少、高齢化により維持ができない、再編成せざるを得ないので自治振興会ができています。名張市では、区長会に対する4,900万円ほどの助成金を廃止されました。区・自治会（基礎的コミュニティ）と規定する自治体が増えています。もちろん、存在を否定するものではありませんし、大事なものではありませんが、公共的な団体として扱うものではないというのが全国的な流れです。

○山川委員

3ページの表ですが、年号の表記は変更されるべきと思います。また、協働の定義についてです。対等との表現がありますが、対等ということはありませんのではないのでしょうか。もう少しやさしい文言にしてはどうでしょうか。

サブタイトルにある、オール甲賀で未来につなぐ、「しあわせ」を実感できるまち～についても、表現をもう一度再検討されてはどうでしょうか。

○中川委員長

サブタイトルについては事務局提案であるため、意見等があれば事務局でよろしいでしょうか。また、対等についてですが、横浜方式以来の基本原則です。対等になろうという意味です。“対等”とは、役所に対する非常に厳しい掟になると思います。ご理解いただきたいと思います。

○山川委員

行政職員には、税金を原資に様々な活動を実施するための知識や政策的な知恵があります。行政職員と一般市民が対等であるというのは考えにくいのではないのでしょうか。

○中川委員長

行政との関係だけではなく、市民同士であっても、市民活動団体と行政であっても対等であることが必要です。すべての関係において対等原則が必要ということです。現実がそうでなければ、改めることが必要であると思います。

○吉田委員

先ほど協働の定義が曖昧な部分の話もあったと思いますが、この議論は確実に出てくると思います。対等という議論がでましたので確認をさせていただきたいのですが、各種団体含め、市も対等な関係で実施すると市が覚悟を決めているということですのでよろしいですね。

○中川委員長

その通りです。市は相当な行政改革をする必要があるということです。すべての部局で参画協働の原則を貫徹することです。どの部局も例外はありません。私の関わっている奈

良市では、「うちの部局は関係ないですよ」とおっしゃった部局がありました。議会事務局、秘書課、人事課です。関係あります。議会事務局は、議会だよりを発行しており、市民参画による市民制度を実施する、議会の広報を市民に書いてもらうなど努力してはどうかと言いました。秘書課においては、市への陳情・要望等をすべて公開するための基準の作成について、市民と一緒に検討をすべきではないかと言いました。人事課についても、どのような人事評価システムを導入すべきか市民の意見を聞くべきではないかと言いました。すべての部局でそのような改革をしていかなければならないという覚悟です。そのために、この委員会があります。

○山川委員

協働が対等であるとすれば、市職員の行動においても地域活動への参加等が必要ではないか。

○中川委員長

その通りです。行政職員においても地域活動への参加が奨励されている。当然のことです。また、タイトルについてですが、時期を決めて各委員より提案をしていただくのはいかがでしょうか。

○田中委員

進捗管理についてはどのようにされるのでしょうか。

○中川委員長

事務局にお願いさせていただきます。指針に基づく目標シートの作成などの内部評価のシステムや外部諮問機関に評価を委ねる等を追記していただきたいです。では、次の議題に入ります。市民協働事業提案制度について事務局から説明いただきます。

(3) 市民協働事業提案制度について

○事務局

まずは、2ページに2段目に市民協働事業提案制度は、協働という考えのもと、市民活動団体の専門性や柔軟性を活かした公益的な事業の提案を公募し、団体と市が協力し、対等な関係で事業を実施することで、課題の効果的な解決を目指す仕組みとして実施しています。この制度は、平成23年度から開始しました。4ページを見ていただくと提案の種類が書かれています。市民テーマ型事業と行政テーマ型事業があります。これまでの実績では、多くの事業を実施していただいておりますが、行政テーマ型の事業が少なく、テーマ型事業に偏っている現状もあります。今回ご議論いただきたいのは、「担当課の関わりが少ない」「事業の持続性」などについて課題を感じているところです。現在は、甲賀市まち

づくり活動センター「まる一む」が供用開始されたことを契機とし、甲賀市における協働のあり方を見直すため、新規の募集は行わず、継続事業のみ実施しておりますが、来年度に向けて再開していきたいと考えておりますので、ご意見等お願いします。

○池田委員

水口岡山城の会として、こちらの制度を使わせていただきました。ご意見させていただきます。大前提として、ボランティアの活動は、当人の自己満足とすることが多いです。まちを盛り上げるためと言いつつも成果として、当人は見えにくいと感じています。岡山城の会で実施したバルーンについては稀にみる成功例ではないかと思っています。そこで、協働事業提案制度は3年を上限とされていますが、3年である根拠、理由はあるのでしょうか。

○事務局

3年である期限の理由につきましては、特にありません。もとは市民活動支援補助金として、公益的な活動をされている団体がプレゼンテーションを経て補助金を交付されるものです。お金を出したら終わりという側面もありましたので、協働という視点を植え付け一緒に事業展開ができないものかと考え、市民協働事業提案制度ができました。ある程度、ホップ・ステップ・ジャンプという形で、協働事業提案制度から協働担当課における事業化等を目指すことを目的として、3年とさせていただいています。しかし、実際は金の切れ目が縁の切れ目ではないですが、3年の事業実施後に事業が終了するなどの事例があることも事実です。

○池田委員

協働事業を実施している期間では、市の態度も柔軟でありとても動きやすかったです。しかし3年経過後は、担当課の態度が固くなる。3年実施後に評価をしっかりと行っていただき、3年を5年に延ばすことや、市としてバックアップするなどの改善をする必要があるのではないかと思います。また、市の職員の関わり方について、一緒に頑張ってきて、当日の出役ができないとなると団体のモチベーションが下がることもありました。

○西村副委員長

急に募集を開始しても案件は集まらないので、日頃から案件発掘をする必要があると思います。また、事業したから終わりではなく、金額によって評価を行う（自己評価・外部評価）などの評価目標をしっかりと設定して、募集することが必要だと思います。

○中川委員長

兵庫県の事例ですが、今はパワーアップ事業を500～300万円程度の予算規模の事業を実施しています。これは、NPO向けの支援型と自治振興会向けコミュニティ支援型が一緒になっているものです。これも3年を基準としています。誤解のないようお願い

したいのですが、この3年とは、1団体に対するものではなく、1事業に対するものです。これは、工夫すれば、ここまできたという事業を次の展開へステップアップする際には活用できるということです。例えば、ある地域振興会が都市間交流のためのキャンプ場整備を計画されました。そこでは、1～3年目で道路整備を実施し、3年後にはキャンプ場整備事業が提案されました。そのようなやり方もあるのです。私は、戦略プランに対する助成金の交付については、良いのではないかと思います。

○吉田委員

私もかつてオープンデータ関係でこちらの制度を活用させていただいたことがあります。ただ、私としては、反対の意見を述べさせていただきます。

提案の種類として、市民テーマ型・行政テーマ型があることはわかりますが、甲賀市域でしなくてはいけないことと、学区域でしなければならないことの整理ができていません。私は、自治振興会の会長という立場でこの会議に出席しております。自治振興会というのは、地縁に基づくテーマ型ですので、子育てや高齢者福祉に関する事業も行います。すべてテーマで動いています。地縁に基づくテーマ型組織としては、市域で活動されているテーマ型がとても厄介です。地域から人材を抜かれて、市域で活動する団体を市や団体がよく作られますが、地域の人材が枯渇していきます。地域の人材が枯渇しているからこそ、自治振興会ができたにも関わらず、市域で活動される団体がさらに人材を奪うという現状が発生しています。

既に地域には、自治振興交付金を通じてそれ相当のお金が出ています。“地域の人材は地域で”を目指しているにも関わらず、逆行していることになっています。そのため、提案事業制度については反対です。

そのうえで、市の重点課題にあげられているものは、ほとんどの場合、最終的には、随意契約等々で事業実施されています。もし、協働の在り方を見直したいという意味であれば、なくしている市町村も多く、もう一度やる理由や、市域でやる必要がある課題の把握をしっかりと行い、相当限定して実施すべきだと思います。

あと、行政課題については、課題解決できているのか、検証までをしっかりと行う必要があると思います。

私自身のオープンデータ活用事業は、1年目で終了しました。理由としましては、自主財源の確保ができるかと問われましたので、市の課題であったオープンデータを市民で集まってやろうとした時に、それを自主財源化できるかと言われても無理です。3年後、サーバー代やシステム等の費用を考えると継続については難しいと判断し、1年でやめた経緯があります。この事業自体がどういった理由でやる必要があるのかわかりません。

○中川委員長

自治振興会の力が削がれるというようなケースについて、具体的にお聞きさせていただきます。

○吉田委員

この事業に関わらず、協議会体もそうですが。例えば、子育て系のお母さんたちが集まるサークルなどは、各地域各所で開催、運営されています。そこでは、お母さんたちが集まる場を作り、そこから団体を作ります。そこで活動してもらおうとしています。そこに、市域の団体に市が予算を充てて活動をされると、地域で活動されるより市域で活動する方が多くなります。地域側の活動が上手くいなくなる場合があります。危惧しています。

また、防災士会もそうです。各地域に防災士の方がおられて、本来、地域に属して活動されているはずなのに、町域で防災士会を作られることで、町の中で活動を進めていくことになっていて、地域内での決定がされていないのに、町域での防災士会が地域内研修をするなどの決め事をされてしまいます。コミュニケーションの場も持たれずに、様々な活動協議体でそれをされてしまうとやりにくいです。

○西村副委員長

吉田委員のおしゃっていることはよくわかります。甲賀市の各課において地域エリアの概念がまちまちです。自治振興会レベルとしてはとてもやりにくいです。エリア設定を考えた方がいいかもしれませんね。

○中川委員長

今のお話の件は、住民自治協議会システム、地域振興会システムを設けている自治体、又はスタートした自治体すべて共通の課題です。このようなNPO型の特定課題を解決しようという団体に対する助成に関しては、関連する地域振興会の活動レベルや課題などを一方で調べておくことです。チェックすることです。聞いていますと、その機能が働いていないと思います。

また、協働の担当課についてですが、資料を見ると一つだけしか書かれていません。私に関わっている神戸市では、協働担当課からこの事業に対して助成してよいか、他の政策を阻害していないか等の確認がされています。担当課は一つとは限りません。具体的に言いますと、国際交流の分野において、母子家庭に対する支援としてタガログ語で翻訳したいとの提案がでてきました。そのときは、タガログ語を使用している住民が多く住んでいる場所の区役所担当者、国際交流課、人権啓発課等の意見をもらっています。事前に交通整理を行う必要があるのかなと思います。今話を伺う限り、子育て支援サークルがしっかり頑張って活動しているのに、地域振興会から文句が出ているなら市民同士がけんかすることになってしまいますので、とてもマイナスなことです。行政側がしっかり交通整理をしていただきたいと思います。その交通整理のシステムが不完全であるところのご指摘だと思いますので、検討いただきたいと思います。

逆に、地域振興会の中で弱っている活動を補完できるようなケースもあると思いますので、重要なことだと思います。

次に、地域課題解決のための提案型モデル事業について事務局から説明いただきます。

(4) 地域課題解決のための提案型モデル事業について

○事務局

資料4に基づきまして、ご説明させていただきます。こちらの制度につきましては自治振興会を対象としております。事業の目的としましては、地域課題の解決に向け、既存の交付金とは別枠の財源を確保し、自治振興会と市が協働で取り組むことができる事業を提案型モデル事業としています。課題の迅速な解決と、自治の促進、また協働のモデルケースとして、各課事業の制度化・予算化に繋げていくことを目的としています。こちらにつきましても、市民協働事業提案制度と同じく、協働の視点に立った事業展開に課題を感じていることから、現在、新規募集は行っておりません。担当課が自治振興会と一緒に地域課題を共有しながら役割分担し、お互いの強みを生かして取り組む。自治振興会に事業をお願いするのではなく、担当課が事業を展開するうえで、自治振興会も課題を共有し事業に参画できる内容にしたいと考えています。こちらにつきましても、来年度より制度を再開していきたいと考えています。

○吉田委員

こちらの事業につきましても反対の意見を言わせていただきます。既に十分に自治振興交付金が支出されています。地域の課題であれば、地域の事業費のなかで何とかすべき話です。また、この提案型モデル事業になった途端に、担当課が付いてしっかりと支援してもらえます。本来、自治振興会が通常ベースで運用し、様々な事業を展開していればそんなことはありません。23自治振興会に対して、道路等の課題があるならば、各課が自治振興会へ出向いて協働すべきではないでしょうか。甲賀市はこの先、税収が減になります。新たな財源の確保をしていかなければなりません。少なくとも、既に十分でているところに対して、さらに補助をされることは理解できません。自治振興交付金が最大限活用され地域に効果があったかどうかの検証がされていないなか、年度途中に、この制度を活用されることはおかしいと思います。

○中川委員長

こちらの制度を活用された団体がいらっしゃいましたら、ご意見をいただきたいです。

○田中委員

綾野自治振興会です。居場所作り事業において活用しました。空き家改修の必要がありましたので、通常ベースの交付金使途では、なかなか資金を捻出することができないので活用しました。単年度で実施しました。事業については、以降も継続して実施しています。積立による実施も可能ではありますが、家主さんとの話を進めるにあたって、2～3年先の話を持っていても話が進みません。この制度を活用したことで、スムーズに事業実施ができたことはあります。

○中川委員長

ありがとうございます。今の話は、標準型の交付金以外に地域課題が見つかった場合には、有益であるとのご意見でした。これは平成30年度で終わっているのですか。

○事務局

現在は募集をしておりません。

○中川委員長

この委員会の場で議題として出されているものは、どのように受け止めたらいいのでしょうか。

○事務局

自治振興会が立ち上がる経緯は様々でした。担当課が自治振興会と関わりあいを持つ機会がありませんでしたので、制度をきっかけとして浸透していくことを目的としていました。さらに、モデル的に広がりを見せていければと思っておりました。自治振興会が発足して10年経つなかで、一定終期を迎えたものと思っはいますが、課題解決に向けた取り組みを具体的に進めるにあたっては、もう一度必要性を感じているところでもあります。

○中川委員長

そうであればこの委員会が議論の場としてよいとのことですかね。ですが、議論をするには、材料が少ないのではないかと思います。市民協働事業提案制度については議論をできたと思いますが、課題解決のための提案型モデル事業については審議を継続してもよいのではないのでしょうか。廃止するにしても危険のような気がしますし、継続としても制度の整理ができていないような気がします。自治振興会等へ意見を伺ってもいいのではないのでしょうか。

○山川委員

みなくち自治振興会で2度ほど活用し事業を実施しました。私が会長当時の平成26年に子供たちを対象とした城山の歴史について実施。平成30年、31年に東海道を盛り上げる事業として灯籠や看板の作成をしました。優位に使わせていただきました。継続してほしいと思っています。

○吉田委員

今のような、公益的で全市的にプラスになる活動については、あえて自治振興会に限定する理由がないです。出し方がよくわかりません。これは、自治振興会のエリア内での課題ですね。全市的にとってプラスになる話であれば、商工労政や観光などの担当課が主体性をもって事業実施されればよいのではないのでしょうか。

○中川委員長

今の吉田委員のお話は、今後の議論をさらに進めていくうえでとても大切です。一つは地域課題解決のための提案型モデル事業というならば、主体は地域振興会という条件であって、地域振興会内部の課題を解決するものではないのか。もう少し、肯定的に議論を発展するのならば、たとえ主体が地域振興会であってもテーマを設定して明確であれば、地域課題ではない、例えば観光や地域振興につながるものは市民提案型協働事業提案制度に応募できるというのもひとつではないでしょうか。そのようなやり方もありますよねという提案として受け止めてはどうでしょうか。域内における人口動態調査をしたいですとか、災害時の要支援者名簿を作成するための住民アンケートを実施したいなどの費用をだしてほしいなどは焦点が合っていると思います。

○山川委員

地域課題解決型事業の補助金ですよ。地域によって課題は異なります。希望ヶ丘のような住宅地であれば、歴史がないところもあります。信楽であれば陶器など、大原や油日学区にも歴史があるわけです。あえてだめだという風にはならないと思います。

○吉田委員

完全になくすのではなく、今の運用であると定義がおかしいと思います。協働提案制度も提案型モデル事業も定義がよくわかりません。行政はテーマ型と地縁型と言い、それで判断をしていると説明を受けますが、ごちゃごちゃになっています。エリアもバラバラです。だから一本でもいいのではないかとも思いますが。自治振興交付金は手引きがあります。細かいルールがあります。使いにくいです。市民協働提案制度は使い方が自由です。自治振興会のみがハードルが高いです。しっかりと整理をして、一つにされた方が良いと思います。

○中川委員長

ひとつの提案として一本化した方が良いとのことですね。私は聞くべき意見だと思います。山川委員がやられていることについても全市的なという事でしたが、むしろ誉め言葉だと思います。特定の地域が行っている歴史物の保存活用は市全域に渡ってインパクトになります。非常にプラスになります。助成金としてはややこしい状態になっているのかもしれないですね。

○事務局

ありがとうございました。本日出させていただきました議論の意図は、皆様から様々なご意見をいただきたいというところでしたので、たくさんのご意見等をいただきましたので、一度こちらで預らせていただきまして、また次回新たな形でご議論いただきたいと思います。

○中川委員長

では、時間も迫っておりますので、次の議題に入ります。まちづくり基本条例について事務局から説明いただきます。

(5) まちづくり基本条例について

○事務局

資料5です。まちづくり基本条例についてご説明させていただきます。まちづくり基本条例は、昨年度の第2回目の市民参画・協働推進委員会のなかで内容等をご説明させていただきました。今回は、このまちづくり基本条例をどのようにして活かして、より実のあるものにしていくのかということところです。このまちづくり基本条例を職員含め、市民の皆様にもどのように理解をしていただくかを考えております。現在の取り組みとしましては、市職員の新規採用者への研修や、市民の方を対象とした出前講座を行っております。

多くの市民の皆様にご覧いただき、まちづくりに多くの方が参画、関わっていただけるようにと考えております。本市における、自治振興会によるまちづくりや協働のまちづくり指針、市民協働事業提案制度、課題解決型モデル事業などの制度がより良いものになるよう、まちづくり基本条例の理解が深まっていけるようにと考えておりますので、ご意見いただきますようお願いいたします。

○中川委員長

皆さんからのご意見を賜ります。

○西村副委員長

今回、協働まちづくり指針を進めていくうえで、これとリンクしていただきたいと思えます。まちづくり条例の中には、まちづくりの基本原則があります。条例の具体的部分が指針になると思えますので、指針を見直すのであれば、指針のなかで条例をリンクしていくことは非常に大切なことだと思います。指針の中で触れられていない部分も条例にはありますので、そことのリンクについても検討いただきたいと思えます。

○中川委員長

一般論として、自治基本条例ができた場合にどのような啓発、PRしていくのかということですが、一番はわかりやすい概要版・解説書を作成し、どこでも手に入る状態にすることです。甲賀市のまちづくり基本条例は、よくできている条例と思えますが、この条例を作ることの趣旨として、忙しいみなさんが“これだけ見れば大体の地方自治の仕組みやこのまちの仕組みがわかる”ということです。まちづくり条例の中には、共通原則、憲法原則に合わせて甲賀市独自の原則も入っているという事です。憲法、地方自治法、甲賀市独自の原理原則を一本化したものが、まちづくり基本条例ですと市民へ説明するべきです。ある町では、条例を作られた際に小学生に勉強してもらおう機会、紙芝居を作られて

いました。その時小学生だった子が、6年経ち高校生になり、今では総合計画審議会の委員に手を挙げています。目に見える形であった変化を言いますと、登下校中に不法投棄を目撃した子供たちが、誰がこんなことをしたのかと追跡調査をされたそうです。それ以来不法投棄はゼロになったそうです。そういう効果がでていっているのです。小中学生に対してもあなた方は市民ですよということで、渡したらどうでしょうか。

もう一つは、副委員長もおっしゃっていましたが、基本原則に則り改善されているかの定期点検を行うことです。奈良市や生駒市が実施しています。滋賀県では草津市が実施しています。例えば、全ての審議会をチェックされて、女性の参加率、再任について3期を超えて任命されていないか、協働事業の評価（団体、担当課、審査会）、市民参画の評価、子どもの権利や多文化共生に関する評価、ソーシャルマイノリティの方のニーズ調査、情報公開ではなく情報共有がされているかなどをチェックされています。議会も例外ではありません。

○吉田委員

まちづくり基本条例に関して意見を言わせていただきます。私も見直しが必要ではないかと思っています。ちなみに住民投票条例はありますか。

○事務局

常設型ではありません。

○吉田委員

21条に住民投票について3項に住民投票の実施に関し必要な事項は、住民投票条例で定めます。とあって非常にわかりにくいです。わかりやすく見直ししていただきたいです。他にも実態と合っていないところがありますので、併せて見直しをお願いしたいです。

まちづくり基本条例が後に作られていますので、各条例の規範的に作られているところが当時の委員会で話し合われていたと記憶しています。とは言え、ここに書かれていることはこの下になる条例に書かれることとなりますので、まちづくり基本条例の“まちづくり”の部分をどうしたらまちづくりになるのかが書かれていません。何をしなければいけないのかを書いていく必要があると思います。以上です。

○中川委員長

他の自治体では、条例を点検するための審議会を設置する要綱があります。5年ごとに見直し、点検を行い、諮問を受けて答申を行うとの作業があります。私が関わっている審議会では、5年ごとの見直しで2回とも、改正の必要なしとの答申を行っています。

○山川委員

私も、基本条例策定時には委員として関わらせていただきました。その当時の記憶では、条例の見直しを適切な時期ではなく、何年で見直すというように直すべきだと思います。

まちづくり基本条例は憲法ですので、協働のまちづくり指針をつくるうえでも非常に重要だと思えます。

○事務局

自治基本条例(まちづくり基本条例)を最高規範と位置づけている自治体もありますが、甲賀市では、憲法のような位置づけとはされておられません。

○吉田委員

委員の中でも意見が分かれていましたよね。

○山川委員

最初は、みんなの意見を聞きながら作られていましたが、いつの間にか作られていたというような気もしています。

○中川委員長

そのような作り方がほとんどではないでしょうか。すべての意見を盛り込むことはできません。会議録のなかで少数意見としてこのような意見があったということだと思います。

憲法という言葉について使うかどうかは、物の例えとして使われます。例え最高規範と言っても、国の最高規範は憲法ではないかという意見もありますが、国の最高規範は憲法であって、自治基本条例は地方の最高規範であるということです。“憲法”は物の例えで使用しているものだと思います。最高規範を使用することは違反ではありません。

大事なことは、まちづくり基本条例をもっとアピールすることだと思います。どのような施策、事業でも、まちづくり基本条例第何条に基づくなどの癖をつけることです。

区・自治会、自治振興会、市民活動については条例の肝だと思います。これが住民自治の根幹にかかわる規定です。

○池田委員

市民協働事業提案制度の応募で事業について3年後どうしたらよいですかと聞いたときに、「自立してください」「儲けてください」と言われました。すごい違和感がありました。私たちは中小零細企業ですので、儲かることは非常に難しいことはよくわかっています。ボランティアしながら儲けることは難しいです。今日の議論を聞いていますと3年後は、担当課と協力して事業化を目指すとの方向がわかりましたので理解できましたが、当時は違和感がありました。

○中川委員長

その頃はNPO等に関する経験もなかったのでそのような発言だったのでしょう。収益は上がらないけど公共性は高いので実施するという話です。やっていただいてありがたいという精神が必要であるという事です。

○山川委員

自治振興会は平成23年にできて、条例はそのあとにできました。逆ではないかと議論があり、区・自治会、自治振興会との住み分けもできていないなかで条例ができたと感じていました。

4. その他（1）第6回会議の設定について

○事務局

次の第6回の会議については、1月頃を目途に開催を考えています。改めてご連絡させていただきます。よろしく申し上げます。

○中川委員長

本日はありがとうございました。

○事務局

以上もちまして、甲賀市市民参画・協働推進検討委員会第5回会議を閉会させていただきます。閉会にあたりまして副委員長より挨拶をお願いします。

○西村副委員長

提案がたくさんあって大変かと思いますが、協働のまちづくり指針を作って、市役所に時代に合った形になっていただきたいと思います。協働事業等につきましても今日の議論を含めて精査していただけたらと思います。

終了 12 : 10